厚生労働行政推進調査事業費補助金(食品の安全確保推進研究事業) 健康食品の安全性確保に資する情報提供、品質確保、被害情報収集体制構築に関する研究 (H30-食品-指定-002) 総括研究報告書

主任研究者 千葉 剛 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部

分担研究者 穐山 浩 国立医薬品食品衛生研究所 食品部

山田 浩 静岡県立大学 薬学部

朝倉敬子 東邦大学 医学部

梅垣敬三 昭和女子大学 生活科学部

研究協力者 神村裕子 わーく労働衛生コンサルタント

田口貴章 国立医薬品食品衛生研究所 食品部

古島大資 静岡県立大学 薬学部

佐藤陽子 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 西島千陽 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 小林悦子 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 坂本 礼 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 馬場直子 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 小島彩子 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部

小泉和可奈 (国研)医薬基盤・健康・栄養研究所 食品保健機能研究部

研究要旨

健康食品の利用による健康被害の未然防止策として、「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について(平成14年通知)」「「錠剤、カプセル状等食品の適正な製造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について(平成17年通知)」により事業者や自治体などの取組を促してきている。また、(国研)医薬基盤・健康・栄養研究所では、「健康食品」の安全性・有効性情報を介して、消費者および専門家に向けた情報提供を行ってきている。しかしながら、近年、若年女性を中心としたプエラリア・ミリフィカを含む健康食品の摂取を原因とする健康被害が多数報告されたことを受け、食品衛生法の一部を改正する法律が公布された。その中には、「健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。」ことが含まれており、事業者においては同時に、特別の注意を必要とする成分等を含む食品を製造するにあたって、その品質の確保が重要となる。

本研究では、事業者が法律を遵守するにあたり必要な品質確保、被害情報収集体制構築に資する研究を行うとともに、消費者における健康食品の利用実態を把握し、消費者および専門家が必要とする情報を充実させる。

研究 1)HFNet に掲載した健康食品と医薬品との相互作用情報 126 件の掲載を行った。また、指定成分候補である 4 成分 (コレウス・フォルスコリー、ブラックコホシュ、プエラリア・ミリフィカ、ドオウレン)について薬物代謝酵素 (CYP) への影響に関する情報を収集し、レビューを行った。それ以外に、コラムの充実、Facebook、Twitter を介した一般消費者への情報提供を積極的に行った。

健康サポート薬局および保険薬局各 1,400 店舗の計 2,800 店舗における健康食品の相談体制についてアンケート調査をおこない、778 店舗より回答を得た(回収率 27.8%)。その結果、保険薬局に比較して、健康サポート薬局で栄養士・管理栄養士の在籍が高く、栄養相談へ多く対応していることが明らかとなった一方で、栄養士・管理栄養士を雇用する際の課題も明らかとなった。

インターネット調査により、 $15 \sim 69$ 歳の女性を対象とした実態調査を行ったところ、サプリメントの利用率は 47.8%、女性ホルモン様作用を標榜するサプリメントの利用率は 30.5% であった。さらに、サプリメント利用者 1200 名中 58 名 (4.8%) がプエラリア・ミリフィカを含む

製品を利用しており、一部は何らかの体調不良(女性ホルモン特有の被害を含む)を経験していた。

HFNet に掲載している公的機関から発出された被害関連情報は性機能改善効果と痩身効果を 謳った製品で多くを占めている。しかしながら、健康被害情報は痩身効果を謳った製品がほと んどを占め、性機能改善効果を謳った製品による健康被害は公表されていない。そこで、イン ターネット調査によりその実態を調査したところ、性機能改善製品の利用者は、サプリメント 利用経験者の約2割存在し、利用者の内の約1割が体調不良の経験を有していた。

研究 2) 平成 30 年度の食品衛生法の一部改正をうけ、「特別の注意を必要とする成分等を含む食品」の GMP・安全点検ガイドライン(告示)と、その他の健康食品の品質確保のためのガイドラインを策定することとなった。初年度は、医薬品医療機器等法 GMP をはじめ健康食品等の自主 GMP 各種の比較・精査、並びに関連事業者団体等からの要望聴取を行い、現在のガイドラインの問題点を把握した。2 年度目において、平成 1 7年に通知された食安発 0201003号「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」について、各業界のヒアリングと安全性評価の最新の情報をもとに錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン及びそのフローチャートを改訂し、その素案を作成した。また平成 30 年度研究成果の指定成分等の GMP 素案を改良し、告示案(骨子案)を作成した。

また、機能性表示食品の届出情報を用い、昨年度までに届け出されたサプリメント形状の機能性表示食品 905 製品の GMP 認証率を調べたところ、94.4%(854 製品)であり、機能性表示食品においては概ね GMP に対応している実態が明らかとなった。しかしながら、その内、GMPマークを表示している製品は 3.0%(26 製品)にとどまっていた。

研究3)指定成分等含有食品」の健康被害情報の届出を行う際に用いる報告フォーマットについて、厚労担当官同席の下、分担研究班および全体の研究班にて検討を行い、研究班としての最終版を確定した。

健康食品による有害事象報告におけるアルゴリズムについては、医療従事者(医師、薬剤師、登録販売者)に架空事例を用いた使用調査を行った結果、アルゴリズムは一定の妥当性を有することが示された。そこで、本アルゴリズムは報告フォーマットの補助ツールとして活用することとした。

2020 年 6 月に施行される改正食品衛生法 第 8 条に対応するため、これまでの GMP 制度の見直しおよび健康被害の報告フォーマットの検証を行った。本研究成果を行政に反映するにあたっては事業者および業界団体の賛同が必要不可欠であるため、今後も事業者および業界団体との連携が必要である。同時に、実際に健康食品を利用する消費者に対して相談を行う健康サポート薬局、さらにはそこで働く薬剤師、栄養士・管理栄養士、アドバイザリースタッフの役割は重要である。そのため、アドバイスの際に参考となる情報を「健康食品」の安全性・有効性情報サイトから発信することは今後さらに重要になってくることから、掲載情報の一層の充実を図る必要がある。

A. 研究目的

健康寿命の延伸に健康食品の利用が推奨される一方で、健康食品の品質管理は徹底されていない。粗悪な製品の利用や、医薬品との併用は重篤な健康被害を生じる可能性があるこで、製品側および利用者側の双方においておいて利用環境を整え、さらには健康被害が生じた際の迅速な行政対応が重要である。申請者は「健康食品」の安全性・有効性情報サイト(HFNet)を介して、安全性を重視した情報提供、分担研究者(山田、梅垣)は健康食品利用による有害事象(健康被害)の因果関係評価法(アルゴリズム)の開発を行ってきた。本研究は、これまでの研究成果を社会実装するための

検討である。

研究1)「サポート薬局」において健康食品の相談を受けた際にはHFNetを参考とするように医薬品医療機器等法の施行規則に記載されていることからも、医薬品との相互作用の情報を充実させることは、相互作用による健康被害の未然防止につながる。また、一方的な情報提供だけでなく積極的なアンケート調査により、医薬品と健康食品の併用実態を明らかにすることにより、注目すべき相互作用について迅速な対応が可能となる。

研究2)錠剤、カプセル状の製品は、特定の成分が濃縮されていることから、粗悪な製品、健康被害を起こしうる作用の強い成分を含有す

る製品の摂取は健康被害に直結する。被害防止のためには製品の製造管理(GMP)や原材料の安全性確認が重要となるが、現在の制度が十分に機能しているとは言い難く、また事業規模によっては GMP に対応できない可能性もある。そのため、事業関係者から意見を聴取することにより現行制度の問題点を洗い出すことによって、GMPの適応範囲、また適応できない場合はどのように品質を確保するのか代替法を検討し、ガイドライン策定のための検討を行う。

研究3)保健所からの健康食品による有害事象の報告数は年間数十件程度であり、それ以外に、事業者、消費者事故データバンクに多数、報告されている。しかしながら、医師・薬剤師であってもその因果関係を明らかにすることががっていない。そのため、作用の強い成分および作用はそれほど強くないものの汎用されているがで用はそれほど強くないものの汎用されているがで用はそれに登強くないものの汎用されている成分においては積極的に情報収集し、関連を把することが被害の拡大防止に重要である。その手段として、これまでに作成したアルゴリズについて事業者および医療関係者の意見を収り入れ、実態に即した健康被害情報の収集体制の構築および収集情報の取り扱いについて検討する。

B. 研究方法

本研究はHFNetを活用し、情報提供、品質確保、被害情報の収集といった多面的な角度から健康食品の安全性を確保することにより、セルフケア実践のための環境を整えるための検討であり、以下の3つの研究を行う。

研究1)HFNetにおける健康食品と医薬品との相互作用情報の充実および実態の把握

研究期間中を通じ、健康食品と医薬品との相互作用に関する情報蓄積を継続的に進め、日々発信する。具体的にはPubMed、医学中央雑誌で文献検索を行い、要約してHFNetに掲載する。

また、消費者(本年度は未成年)および薬 剤師を対象にアンケート調査を行い、健康食 品と医薬品の併用における実態を把握する。

研究2)健康食品(錠剤・カプセル状)の製造管理および原材料の安全性の確保

健康食品(錠剤・カプセル状)の製造管理 および原材料の安全性の確保のため、健康食 品の製造管理(GMP)および原材料の安全性 確保について幅広く事業者団体等から意見の 聴取を行い、実態を把握する。調査結果を基 に、健康食品の品質確保のためのガイドライ ンの策定に資する資料を作成する。

研究3)有害事象の迅速・簡便な収集のため のアルゴリズムの実用化

これまでに作成したアルゴリズムを基に、 初年度は作用の強い成分を含む健康食品の利 用による健康被害の因果関係を把握するため の調査を行う。この場合、製品が限定される ことからその情報は事業者に集約される可能 性があることを考慮した報告基準を検討する 必要がある。具体的には、因果関係の程度や 症状の内容についてアルゴリズム等を用いて 情報を振り分けることの妥当性と報告に必要 な項目を検討する。

C. 研究結果

研究1)

1-1. HFNet を活用した医薬品と健康食品・サプリメントとの相互作用に関する情報提供

本年度、HFNet へ掲載した情報は以下の 64 素材、126 件である(表 1)。内訳は以下の通 り。

クルクミン、ナリンジン(各7件)、コレウ ス・フォルスコリー、セイヨウオトギリソウ(セ ント・ジョーンズ・ワート)(各6件)、カテ キン、ケルセチン(各5件)、カルシウム、チ ャ、プエラリア・ミリフィカ(各4件)、イチ ョウ葉エキス、シナモン、朝鮮人参、トマト、 ブラックコホシュ(各3件), アンペロプシン、 グレープフルーツ、クロミグワ、ザクロ、ダイ ズ、鉄、トウガラシ属、ニンニク、バコパモニ エラ、ハトムギ、ブドウ、ルイボス、ルテオリ ン(各2件)、S-アデノシルメチオニン、アス タキサンチン、アセンヤクノキ、アニス、アン セリン、アントシアニン、イソフラボン、イタ ドリ、ウメ、エキナセア、エゾウコギ、オオア ザミ、カフェー酸、カンゾウ、キトサン、グア バ、クズ、グルコサミン、コエンザイム Q10、 ゴマ、コンドロイチン硫酸、シイタケ、ショウ ガ、ステビア、セロリ、ダイズイソフラボン、 タウリン、タンジン、チェストツリー、ニンジ ン、ハイビスカス、ピペリン、メチル化カテキ ン、モリンガ、ヨウシュカンボク、ルチン、レ スベラトロール(各1件)

下線は指定成分等候補

1-2. 指定成分等文献レビュー

PubMed および医学中央雑誌の検索により、薬物代謝酵素 (CYP)をキーワードとすると、コレウス・フォルスコリー:367件、ブラックコホシュ:39件、プエラリア・ミリフィカ:6件、ドオウレン:14件の文献が抽出された。このうち、タイトルのスクリーニング、要旨、本文精査を行い、最終的にコレウス・フォルスコ

リー8件、ブラックコホシュ 12件、プエラリ ア・ミリフィカ4件、ドオウレン1件の文献を レビューに含めた。

指定成分等 4 成分すべてにおいて、CYP 活 性に対する影響が認められたとする報告があ

2. HFNet 利用者におけるニーズ把握のための 実態調査

HFNet の利用者には、2年以上利用してい る長期ユーザーが多く存在し、医療系専門職者 だけでなく、一般消費者の利用も認められた。 最も利用されていたのは素材情報データベー スで、利用者のニーズも素材情報データベース に関するものが多くあげられていた。一方、一 般の利用者では、これまでに想定していた消費 者像との相違は大きくなく、安全性を軽視する 態度も見られたことから、今後も引き続き、専 門職を介した消費者教育が重要であり、消費者 教育を推進していくための教育ツールや資料 の拡充が必要であると考えられた。また、消費 者自身で正しい情報を求める態度も認められ たことから、消費者向けのコラムの充実や、 SNS の活用が、一般の利用者拡大につながる と考えられた。

3. 薬局における健康食品および食事・栄養摂 取に関する相談の実態調査

健康サポート薬局における食事や栄養、健康 食品の利用相談に栄養士・管理栄養士がどの程 度必要とされているのかを、健康サポート薬局 1,400 店、保険薬局 1,400 店を対象に郵送によ るアンケート調査を行った。その結果、保険薬 局に比較し、健康サポート薬局では、常勤・非 常勤を合わせて雇用している割合が高く、栄養 相談に対応している実態が明らかとなった。ま た、健康食品の利用相談においては、栄養士・ 管理栄養士だけでなく、薬剤師と連携して相談 にのっていることも明らかとなった。その一方 で、栄養相談の頻度から、栄養士・管理栄養士 を常勤職員として雇用するにはハードルが高 いという意見も見受けられた。

4. 女性ホルモン様作用を標榜するサプリメン トの利用および健康被害に関する実態調査

15~69 歳の女性 60,073 名を対象とした実態 調査において、サプリメントの現在の利用者は 13.0%~37.0%で年齢上昇とともに利用者が増 加した。女性ホルモン様作用の製品利用者は、 全体の 2.2~7.3% であり、40~50 歳代で最も多 かった。全サプリメント製品の内、女性ホルモ ン様作用の製品の利用は十数%~20%程度で 推移し、年代による差はあまり認められなかっ た。さらに、利用者 1200 名中 58 名(4.8%)が プエラリア・ミリフィカを含む製品を利用して おり、一部は何らかの体調不良(女性ホルモン

特有の被害を含む)を経験していた。

5. 痩身、性機能改善を目的としたサプリメン トの利用および健康被害の実態調査

HFNet に掲載している公的機関から発出さ れた被害関連情報は性機能改善効果と痩身効 果を謳った製品で多くを占めている。しかしな がら、日本国内において健康被害情報は痩身効 果を謳った製品がほとんどを占め、性機能改善 効果を謳った製品による健康被害は公表され ていない。本調査では、女性における痩身、男 性における性機能改善を目的としたサプリメ ントの利用態度を調査した。その結果、男性に おける性機能改善製品の利用者は、サプリメン ト利用経験者の約2割存在し、利用されていた 製品には無承認無許可医薬品が含まれていた。 一方、女性における痩身製品の利用者は、サプ リメント利用経験者の約半数であった。男女と もに、利用者の内の約1割が体調不良の経験を 有していたが、体調不良に関して、誰にも相談 していない者が多くを占め、男性ではその理由 に羞恥心の関与が認められた。

6. 厚生労働省へ届け出された被害報告件数調 杳

厚生労働省へ報告されてくる件数は年間 20 ~30件程度であるといわれている。そこで、本 調査では、平成17年度から平成30年度までに 保健所から厚生労働省へ報告された健康被害 事例についてまとめなおした。その結果、平成 17~24 年度までは年20 件程度であったが、平 成 25~28 年度は 10 件以下に収まっていた。し かしながら、平成 29 年度は 23 件、30 年度は 47 件と増加しており、プエラリア・ミリフィカ を含む製品の利用が関係していると思われる 被害事例はそれぞれ 15 件および 32 件であっ

研究2)

7. 健康食品(錠剤・カプセル状)の製造管理お よび原材料の安全性の確保

いわゆる健康食品の安全性確認を徹底させ るために、平成17年通知の別添2の「原材料・ 製品の安全性確認」の改訂版の素案として「原 材料・製品の安全性確認ガイドライン(資料1)」 「錠剤・カプセル剤等の食品の製品設計 安全 性点検フローチャート案(資料2)」「指定成分 等含有食品の製造又は加工の基準(骨子案)資 料3)」を作成した。素案には、可能な限り3 事業者団体(公益財団法人 日本健康・栄養食 品協会、一般社団法人 日本健康食品規格協会、 健康食品認証制度協議会)の意見を考慮した。 8. サプリメント形状をした機能性表示食品に

おける GMP 取得状況

サプリメント形状(錠剤、カプセル状)の製

品においては、通常の食品と異なり、特定の成分が濃縮されているだけでなく、有害物質、汚染物質も濃縮されている可能性もあるため、その品質管理は極めて重要である。錠剤、カプセル状の健康食品については、その品質管理について GMP の導入が推奨されているが、その音質をは明らかではない。そこで、本調査では、消費者庁 機能性表示食品について、消費者庁 機能性表示食品制度届出データベースを用い、GMP 認証の取得状況について調査した。その結果、対象 873 製品の内、日本もしくは米国の GMP を取得している製品は 828 製品(94.8%)であり、いずれの GMP も取得していない製品は 45 製品(5.2%)であった。

研究3)

9. 健康被害情報の迅速・簡便な収集を目指した報告フォーマットならびにアルゴリズムの検討

健康食品の摂取に関連した健康被害情報を 収集することは、健康被害の早期発見や拡大 防止のために重要である。本研究では、報告 フォーマットおよび因果関係評価アルゴリズ ム票を健康食品製造販売事業者用に改訂し、 健康被害を想定した架空事例(6例)から報 告フォーマットおよびアルゴリズム票(重篤 度判定、アルゴリズム判定)を記入するよう に依頼した。送付した90社(270部)のうち 37 社から協力が得られ、不備、未記入回答の 4 社を除いた 33 社 (59 部)を解析対象とし た。その結果、報告フォーマットでは評価者 間での項目一致率はおおむね高かったが、一 部の項目で回答にばらつきが見られた。因果 関係評価アルゴリズム票では、重篤度判定で ばらつきが見られた。また因果関係判定で は、事例により一致率のばらつきが見られた (49%~93%)。本研究結果から、一定の信頼 性と妥当性が示されたものの、実用化に向け た課題も明らかとなった。

10. 指定成分等を含む食品を製造販売する事業者における有害事象報告フォーマットの作成

健康食品の摂取に伴う有害事象報告を情報 収集し、因果関係との関連性を把握することは 健康被害の早期発見や未然回避・拡大防止のた めに極めて重要であり、迅速な情報収集法と対 応が求められている。プエラリア・ミリフィカ を含む食品の利用による健康被害が数多と報 告されたことを受け、食品衛生法の一部改正に より、指定成分等を含む食品の摂取による有害 事象は原則、すべて行政機関に報告する体制が 求められている。そこで、これまでに作成した 医療機関を対象とした報告フォーマットを改 訂し、指定成分等を含む食品を製造販売する事業者を対象とした報告フォーマットを作成した。本報告フォーマットは、いわゆる健康食品にも応用すること、事業者だけでなく、医療機関、保健所においても使用することを想定したものとなっている。

D. 考察

以前より、健康食品の利用が原因と思われる 健康被害を経験している消費者が一定の割合 でいることが報告されている。また、医薬品と の併用は相互作用により健康被害を起こすリ スクが高くなることが想定されるものの、医薬 品同士の相互作用に比較し、その論文報告数は 少なく、情報がない状態である。近年、健康食 品の市場規模の拡大に伴い、医薬品との相互作 用についても注目されるようになり論文数も 増えている。しかしながら、日々の業務に追わ れる中で、医師・薬剤師が論文検索をし、その 論文を精読する時間は少ないと思われる。

HFNet 内の素材情報データベースにおいて は、各素材の有効性および安全性情報を論文べ ースで収集・掲載しており、医薬品との相互作 用についても掲載してきているが積極的に収 集してきたわけではない。しかしながら、健康 食品と医薬品を併用している人も多く、近年で は、未成年者においても併用している者が見受 けられることから、相互作用の情報は重要であ り、積極的に収集・掲載する必要があると考え た。そこで、本研究課題により、相互作用情報 を50件/年を目標としたが、1年目において、 100件、2年目である本年度は126件掲載する ことができた。来年度はさらに上を目指して、 150件の掲載を目標とする。また、ただ掲載数 を上げればいいというものではなく、現場の医 師・薬剤師に活用して初めて情報提供の意義が 生まれることから、来年度は、これらの情報が 実際にどれだけ役立っているのかについても 調査を行う予定である。

HFNet の利用者を対象とした調査により、おおむね HFNet が役立っているという結果が得られた。このことは、これまでの取り組みが正しいことを示したものであり、今後はさらに消費者が求める情報提供のあり方を検討していくことにより、より役に立つデータベースの姿を求めていく必要がある。その一方で、そもそも HFNet を知らない人が多く、以前のネット調査などでは、9割以上が HFNet を知らないと回答していた。つまり、どんなに有益な情報を提供しても見てもらえなければ、役に立たない。そのため、情報の内容だけでなく、情報提供のあり方についても併せて検討していく必要がある。その一つに Facebook、Twitter があると

思われるが、これらについては、2015年の開始 直後は $1,000 \sim 2,000$ アクセス/日ぐらいであっ たが、現在は 5,000 アクセス/日以上であり、 SNS を活用した情報提供も有用であると思わ れる。今後は SNS と HFNet をいかに連動させ るかが課題である。

情報提供の課題といえば、女性ホルモン様作用を標榜したサプリメント利用の調査において、未だに「プエラリア・ミリフィカ」を含む製品を利用している消費者がいることが明ることが明ることが明めた。プエラリア・ミリフィカについては、HFNet だけでなく、国民生活センターからの情報を皮切りに、厚生労働省や日本医師のもも注意喚起が出されている。それにもかからず、未だにインターネット上では多数ののより、実際に利用している消費者もいるのが実施である。つまり、多くの公的機関が情報を発信していても、消費者に届いていないか、届いていたとしてもきちんと理解され、活用されていないう事である。

また、今回の調査で明らかとなったのは、女性ホルモン様作用を標榜する製品は若年層から中高年齢層まで幅広く利用されている一方で、その利用目的は年代によって異なっているという事である。つまり、それぞれの年代に沿った情報提供が重要である。

指定成分等(コレウス・フォルスコリー、ブ ラックコホシュ、プエラリア・ミリフィカ、ド オウレン)を含む健康食品を取り扱う場合、品 質管理基準として GMP の遵守が原則となる。 平成17年通知において、サプリメント形状の 製品については、GMP 基準により製造するこ とが推奨されていたものの、GMP 認証を得る ためには設備投資などの費用が掛かるため、中 小企業では対応できず、大手であっても、費用 対効果を考えた場合に導入に躊躇することが 考えられた。実際に、市場に売られている製品 の多くは GMP 認証を得ていないと考えられ る。そこで、今年度は、国の表示制度である機 能性表示食品における GMP 認証の取得率を 検証した。その結果、サプリメント形状をした 機能性表示食品では 94.8%が GMP 認証を取 得していることが分かった。ただし、国の制度 に則った製品である以上は 100%であるべき だと考える。中小企業も多く参入している機能 性表示食品の GMP 認証取得率を考えた場合、 指定成分等を含む健康食品を扱う業者におい ても、GMP 認証の取得は決して不可能ではな いと思われ、逆に、GMP 認証の取得ができな いようであれば、指定成分等を含む健康食品を 扱うべきではない。本年度までに指定成分等に 対応する品質管理の通知案を作成したことか ら、来年度は、いわゆる健康食品の品質管理に 対する通知案について検討していく予定であ る。

品質がしっかりした製品を利用していても、設計の段階で問題があれば、健康被害は起こりうる。指定成分等の製品においてどのような規制がかかるのかは現段階で不透明であるが、例えば、有効成分が高濃度で添加されていれば、その分、体への影響は出やすくなる。また、指定成分等単独の製品よりは、指定成分等に加えて、複数の成分も加えて、一つの製品を作ることが想定される。その際に、成分同士の相互作用により、健康被害がもたらさせる可能性もある。品質管理さえできていれば安全であるという事は言えず、実際に市場にでて、利用されて初めて製品のリスクがわかることもある。そのため、市場における健康被害情報の収集は極めて重要である。

健康食品の利用が関連すると思われる健康 被害については、保健所を介して厚生労働省ま で報告するルートができている。しかしながら、 様々な調査などから、医師・薬剤師でも因果関 係を特定できないことから、厚生労働省まで上 がってこない事例が多いことがわかってきて いる。そのため、指定成分等を含む健康食品の 利用が関連すると思われる場合は、因果関係が 明確に否定できる場合を除き、原則、すべて報 告させるべきである。本年度、指定成分等を含 む健康食品に対応したフォーマットの作成が 目的であったが、報告フォーマットが複数存在 する状況は報告者の混乱を招く可能性もある ことから、保健機能食品、いわゆる健康食品に も対応できるフォーマットとした。これまで、 アルゴリズムと共に報告フォーマットの使用 感については調査を行ってきたものの、本フォ ーマットが実用された後においても、継続的に 調査を行うことにより、微調整を行い、より適 切な報告フォーマットとすることが、健康被害 の拡大防止につながると思われる。

2020 年 6 月より改正食品衛生法が施行されるが、指定成分等を含む健康食品市場がどのようになるのかは誰にも予想ができない。指定成分等に関して消費者に対する周知・教育は十分とは言えず、消費者への情報提供、教育は今後も必要である。また、品質に関しては GMP 基準に則って製品が製造・販売されるものの、消費者の不適切な利用や、体調・体質、さらに可能性はある。改正食品衛生法の施行後、情報がきちんと厚生労働省まで上がってくるのか、またその被害の内容がどの程度なのかについては、現時点では予想もできない。しかしながら、報

告されてきた被害について、内容を精査し、迅速に対応できるような体制を整えておく必要がある。健康食品による健康被害の因果関係を明らかにすることは医師・薬剤師でも困難であるため、HFNetを介した情報提供はその手助けとなりうるものである。さらには、医師・薬剤師はもちろんのこと、健康食品の専門家であるアドバイザリースタッフの役割は今後、ますま重要になると考えられる。

E. 結論

2020 年 6 月より施行される改正食品衛生法へ対応するため、健康食品(錠剤・カプセル状)の製造管理および原材料の安全性の確保のための通知案 (GMP 基準)の作成および健康被害報告フォーマットの作成を中心に検討を行った。これらの検討は改正食品衛生法の下、厚生労働行政に資するものである。また、利用実態調査から、現時点においても、若年女性を中心にプエラリア・ミリフィカを含有する製品の利用が認められたことから、これらの対象者を中心に、指定成分等に関する情報についてHFNetを介して提供することは、健康被害の未然・拡大防止に資するものである。

改正食品衛生法が施行された後、指定成分等を含む製品の利用により、実際にどの程度、健康被害が報告されてくるのかはわからないが、被害報告を適切に処理し、健康被害の拡大防止につなげることが改正法にとって重要である。被害の未然・拡大防止には、消費者自身の認識はもちろんのこと、医師・薬剤師、さらにはアドバイザリースタッフの協力も必要である。

F. 研究発表

(1) 論文発表

- Chiharu Nishijima, Tsuyoshi Chiba, Yoko Sato and Keizo Umegaki. Nationwide online survey enables the reevaluation of the safety of Coleus forskohlii extract intake based on the adverse event frequencies. Nutrients, 11(4), 866, 2019
- 2. Chiharu Nishijima, Etsuko Kobayashi, Yoko Sato, and Tsuyoshi Chiba. The attitude toward active and passive use of dietary supplements by Japanese high school students. Nutrients, 11(7), 1469, 2019
- 3. Chiharu Nishijima, Etsuko Kobayashi, Yoko Sato, and Tsuyoshi Chiba. Are There Adverse Events after the Use of Sexual Enhancement Nutrition Supplements? A Nationwide Online Survey from Japan. Nutrients 11(11), 2814, 2019
- 4. Etsuko Kobayashi, Chiharu Nishijima, Yoko Sato, and Tsuyoshi Chiba. Concomitant Use of Dietary Supplements and Medicines among Preschool and School-Aged Children in Japan. Nutrients, 11(12), 2960, 2019

- Akiyama H, Nose M, Takiguchi H, Sugiyama K, Tsutsui R, Hisaka S, Fuchino H, Inui T, Kawano N, Taguchi T, Kudo T, Kawahara N, Yoshimatsu K. Mutagenetic and anti-allergic studies for evaluation of extracts of Coptis Rhizome produced by an artificial hydroponic system., J Nat Med. 2019;73:608-613.
- 6. Nose M, Tsutsui R, Hisaka S, Akiyama H, Inui T, Kawano N, Hayashi S, Hishida A, Fuchino H, Kudo T, Kawahara N, Yoshimatsu K. Evaluation of the safety and efficacy of Glycyrrhiza uralensis root extracts produced using artificial hydroponic and artificial hydroponic-field hybrid cultivation systems III: anti-allergic effects of hot water extracts on IgE-mediated immediate hypersensitivity in mice., J Nat Med. 2019;74:463-466.
- 7. 小島彩子、佐藤陽子、西島千陽、梅垣敬三、 千葉剛.がん患者の健康食品摂取に関連し た有害事象の症例報告に関するシステマ ティックレビュー. Yakugaku-Zasshi、 139(10): 1333-1347, 2019
- 8. 増子沙輝、古島大資、池谷怜、橋本潮里、 千葉剛、梅垣敬三、山田浩 東京都におけ る長期データベースに基づく健康食品摂 取に伴う健康被害事例の発現傾向の検討、 臨床薬理、50(5), 213-219, 2019

(2) 学会発表

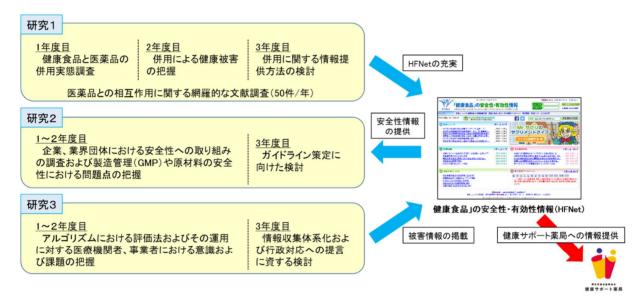
- 1. Chiharu Nishijima, Yoko Sato, and Tsuyoshi Chiba. The Attitudes toward Dietary Supplement Use among Active and Passive Supplement Users of Japanese High-School Students. Asian Congress of Nutrition 2019, August 4-7, 2019, Bali International Convention Center (Bali, Indonesia)
- Takaaki Taguchi, Suzuka Yamashita, and Hiroshi Akiyama, Analysis of Foods with Function Claims containing enzymatically modified hesperidin, 9th International Symposium on Recent Advances in Food Analysis. November. 6, 2019, Prague, Czech Republic.
- 3. 佐藤陽子、小林悦子、西島千陽、千葉剛 . 未成年者におけるサプリメントと医薬品 の併用実態 . 第 66 回日本栄養改善学会学 術総会 2019 年 9 月 5-7 日 富山国際会 議場(富山)
- 4. 佐藤陽子、千葉剛 . 青汁と医薬品の相互作用に関する文献的検討 . 第 78 回日本公衆衛生学会総会 2019 年 10 月 23-25 日 高知市文化プラザかるぽーと(高知)
- 5. 田口貴章 ,山下涼香 ,成島純平 ,三浦早紀 , 良永裕子 ,穐山浩、フラボノイド系機能性 関与成分の分析法の改良検討、日本食品化

学学会 第 25 回総会・学術大会(松本) 2019 年 6 月 7 日

- 6. 牧之瀬翔平、古島大資、梅垣敬三、朝倉敬子、神村裕子、石川達郎、千葉剛、山田浩:健康食品に関連した健康被害情報の収集を目的とした報告フォーマット並びに因果関係評価アルゴリズムの検討、第4回日本臨床薬理学会東海・北陸地方会(静岡)、2019年6月8日
- 中村洸友、古島大資、牧之瀬翔平、梅垣敬 三、朝倉敬子、神村裕子、石川達郎、佐藤 陽子、千葉剛、山田浩:健康食品の摂取に 伴う健康被害の因果関係評価アルゴリズ

ムの架空事例試用による妥当性の検討、第 40回日本臨床薬理学会(東京) 2019年12 月4日-6日

- (3) その他 特になし
- G. 知的所有権の取得状況 なし
- H. 健康危機情報 なし



期待される効果

- ①医薬品との相互作用に関する情報提供
- ②製品・原材料の品質管理の徹底 ③被害情報の収集体制の構築
- → 健康食品をセルフケアに役立てるための安全性確保
- 図 健康食品の安全性確保に資する情報提供、品質確保、被害情報収集体制構築に関する研究全 体像